

健生が発 0331 第 1 号  
令和 8 年 3 月 31 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長  
（公印省略）

### アピアランスケアに係る体制整備について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところです。

令和 5 年 3 月に策定された第 4 期基本計画において、アピアランスケア（医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア）については、現状・課題として、がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中、「がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されている」とされており、これに対応する取り組むべき施策として、国は、「アピアランスケアについて、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者を対象とした研修等を引き続き開催するとともに、相談支援及び情報提供の在り方について検討する」こと、「アピアランスケアの充実に向けて、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築について検討する」とされています。

これを踏まえ、令和 5 年度から令和 7 年度に実施したアピアランス支援モデル事業において、がん診療連携拠点病院等におけるアピアランスケア支援体制について検証した結果、アピアランスケアの体制整備にあたっては、多職種による支援、担当者の配置、アピアランスケアについて検討する委員会等の開催、アピアランスケアについての知識の周知等が必要であることが明らかとなりました。

本検証結果を踏まえ、下記のアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の整備を促進するため、都道府県がん診療連携拠点病院に対し、令和8年度において「アピアランスケアに係る体制整備支援事業」（がん診療連携拠点病院機能強化事業内）を実施することといたしましたので、各都道府県におかれましては、御了知の上、貴管下医療機関、関係団体その他の関係者に、本通知の内容について周知をお願いいたします。

## 記

### アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制（別紙参照）

#### ①医療従事者による評価

がん患者と接するすべての医療従事者が、患者の心理状態、治療内容、医学的状态等を踏まえて、患者に必要な相談支援・情報提供の内容を評価する。評価が困難な場合はアピアランスケア担当者につなぎ、アピアランスケア担当者が評価を行う。

#### ②多職種による情報提供・指導の実施

①の評価を踏まえて、アピアランスケア担当者以外の医療従事者による一般的な対応では困難な患者に対して、多職種で連携し、アピアランスケアに係る相談支援・情報提供を実施する。必要に応じて専門的な治療に繋ぐ他、各種情報提供等も行う。

なお、アピアランスケア担当者以外の医療従事者による一般的な対応で充足する患者については、がん患者と接するすべての医療従事者が、一般的な相談支援・情報提供を行う。

#### ③アピアランスケア担当者の配置

アピアランスケア担当者以外の医療従事者による一般的な対応では困難な患者に対して、アピアランスケアに係る多職種による相談支援・情報提供を実施できるように、担当者として専門職を複数配置する。アピアランスケア担当者は、委員会の開催や医療従事者向けの院内教育等をアピアランスケア管理者とともに行う。なお、アピアランスケアの基礎的な事項に係る適切な研修を受講した担当者を配置する。

#### ④アピアランスケア管理者の配置

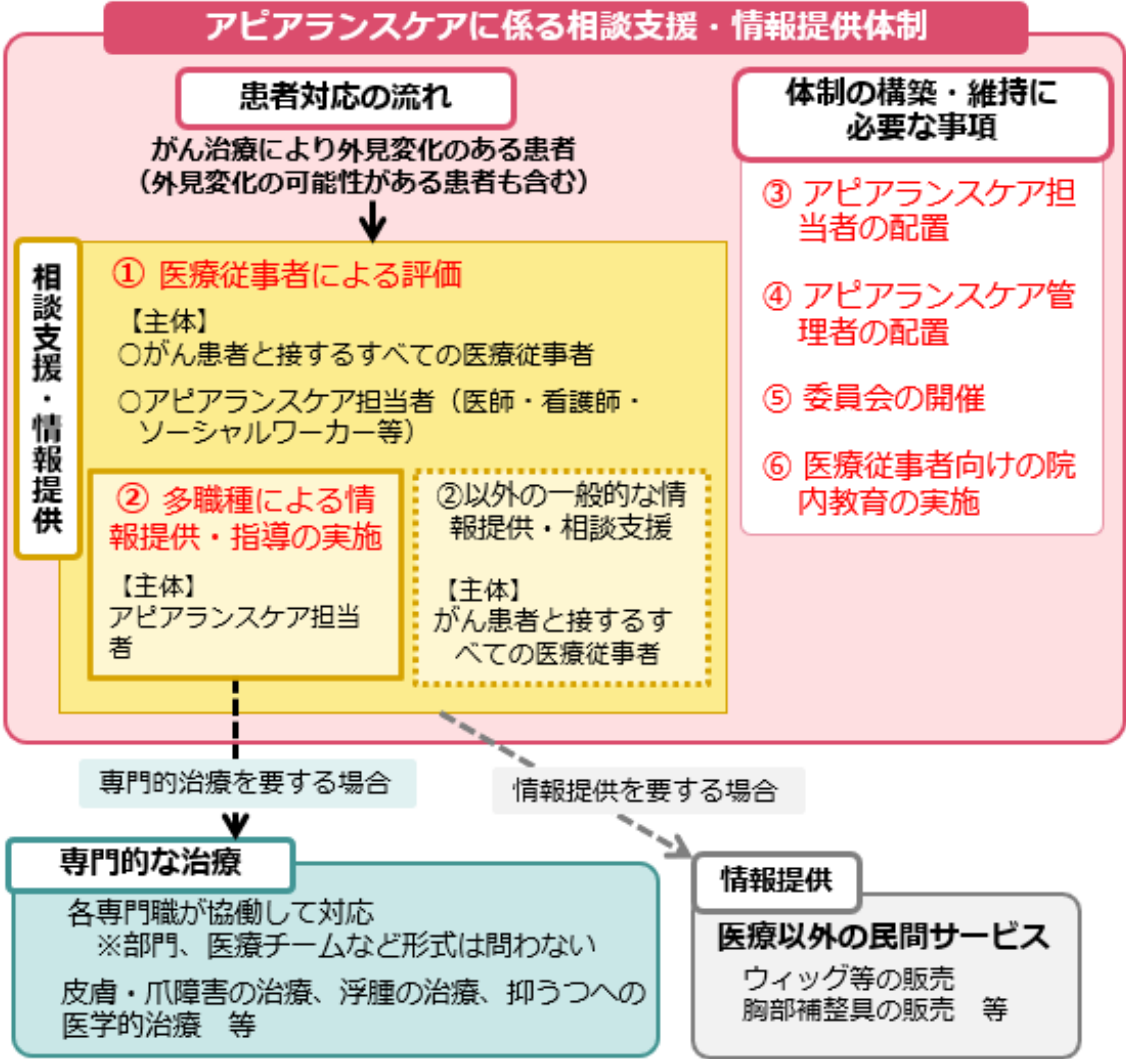
アピアランスケア担当者を管理し、⑤で示す委員会の運営、及び院内体制構築・維持を統括する者（以下「アピアランスケア管理者」という。）を配置する。アピアランスケア管理者は、院内におけるアピアランスケアに係る相談支援・情報提供の体制整備を推進する観点から、当該機能に関する組織的な管理・調整を担う者が望ましい。なお、適切な研修を受講することが望ましい。

#### ⑤委員会の開催

院内でアピアランスケアに係る相談支援・情報提供について検討する委員会を開催する。

#### ⑥医療従事者向けの院内教育の実施

がん患者に関わる医療従事者が、アピアランスケアの基礎的な事項、及び院内におけるアピアランスケアに係る相談支援・情報提供の対応の流れを理解するよう、管理者・担当者が教育を実施する。



アピアランスケアに係る体制整備について（健生が発 0331 第 1 号  
令和 8 年 3 月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長通知）  
における、「アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制」に関する Q & A

## I. アピアランスケア担当者の配置について

1 アピアランスケア担当者として、具体的にどのような職種を想定しているのか。

(答)

- 医師、看護師、社会福祉士、公認心理師、薬剤師等を想定しております。

2 アピアランスケア担当者に求められる「適切な研修」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。

(答)

- 国立研究開発法人国立がん研究センターが実施する「【医療従事者向け】アピアランスケア研修会」における「e-learning」を想定しております。  
なお、上記の他、平成 24 年から令和 4 年に国立がん研究センターが実施した「がん患者の外見ケアに関する教育研修」における「基礎編」は、適切な研修に含むものとします。

(※) 国立研究開発法人国立がん研究センターアピアランス支援センターウェブページ：  
<https://www.ncc.go.jp/jp/ncch/division/appearance/index.html>

## II. アピアランスケア管理者の配置について

3 アピアランスケア管理者が受講することが望ましい「適切な研修」について、具体的にどのような内容を想定しているのか。

(答)

- 厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）の研究班が今後主催する研修（※）を想定しております。

(※) 研究班「がん患者・家族が、適時に、適切な情報・相談支援・アピアランスケアにアクセスできる体制構築に関する研究」が開催する実地研修を想定しております。詳細については、別途お示しする予定です。

なお、上記の他、令和 5 年度から令和 7 年度に実施したアピアランス支援モデル事業と連携する厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）の研究班が東京都内で開催した「実地研修」は適切な研修として含むものとします。

### Ⅲ. 委員会の開催について

4 アピアランスケアに係る相談支援・情報提供について検討する「委員会」は、例えば、既存の緩和ケアに係る委員会等の中で検討する場合であっても、新たに設置する必要があるのか。

(答)

- 既存の委員会等の場において、アピアランスケアに係る相談支援・情報提供について検討することができるのであれば、アピアランスケアだけを検討する委員会を必ず設ける必要はないものと想定しております。

### Ⅳ. 医療従事者向けの院内教育の実施について

5 院内教育を実施するにあたり、参考となる資料はあるか。

(答)

- 参考となる資料として、関係学会から以下の資料が公表されております。  
(※)「がん患者におけるアピアランスケアガイドライン 2021年版」(日本がんサポーターズケア学会)  
<http://jascc.jp/about/publications/>